

北海道教育大学における休講措置等の取扱いについて

令和元年10月2日
教育委員会決定

学生の安全確保のため、自然災害等による授業（定期試験，追試験，臨時試験及び再試験を含む。以下同じ。）の休講措置等の取扱いについては、以下のとおりとする。

1 自然災害による休講措置

(1)特別警報の発令による休講措置

各キャンパスの所在地に、気象庁から、大雨，暴風，暴風雪，大雪のいずれかの特別警報（数十年に一度レベルの気象時に発令）が発令された場合，又は発令が見込まれる場合，次のとおり取り扱う。

ア 午後5時までに翌日の授業を休講するかどうかの判断が可能な場合

- ① 翌日早朝から特別警報発令レベルの自然災害による被害が予想される場合は、午後5時までに、翌日の授業を行うか、休講措置をとるか（全部又は一部の授業とするかを含む。）を各キャンパス長，教職大学院長又は学校臨床心理専攻長（以下「キャンパス長等」という。）が判断する。
- ② 上記①により休講措置をとった場合で、当日午前7時までに特別警報が解除されたときでも、1講目（大学院は「1校時」。以下同様に読み替える。）は休講とする。（この場合、2講目以降の授業を行うか、休講措置をとるかは、状況に応じ、キャンパス長等が判断する。）

イ 午後5時までに翌日の授業を休講するかどうかの判断が困難な場合

- ① 授業当日午前7時の時点で特別警報発令中の場合、1講目，2講目の授業を休講とする。
- ② 授業当日午前11時の時点で特別警報発令中の場合、3講目から5講目までの授業を休講とする。
- ③ 授業当日午後4時の時点で特別警報発令中の場合、6講目，7校時の授業を休講とする。

ウ 授業実施時間帯に特別警報が発令された場合

授業を継続するか、休講措置をとるかをキャンパス長等が判断する。

(2)地震による休講措置

各キャンパスの所在地に、「震度6弱程度」の地震が発生し、キャンパス内の停電，断水，校舎等建物の被害状況等を考慮した結果，授業の実施が不可能とキャンパス長等が判断した場合，当該キャンパス長等が授業の再開が可能と判断するまでの間，授業を休講とする。

(3) 大津波警報の発令による休講措置

各キャンパスの所在地に、気象庁から大津波警報（高いところで3メートルを超える津波が予想される場合に発令）が発令された場合、キャンパス長等は学生の安全確保のため、直ちに避難を開始させ、その後の授業を休講とする。

(4) 上記(1)～(3)に該当しない事態による休講措置

各キャンパスの所在地に、上記(1)～(3)に該当しない事態（大雨、洪水、暴風及び暴風雪等の警報の発令その他の事態）が生じ、学生の安全確保のため必要があるとキャンパス長等が判断した場合、キャンパス長等は授業を休講とすることができる。

2 交通機関の運休等による休講措置

交通機関の運休等により、学生の通学が著しく困難な状況であるとキャンパス長等が判断した場合、キャンパス長等は授業を休講とすることができる。

3 大規模停電等、不測の事態が生じた場合の休講措置

大規模停電や全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報が国から発信された場合など、不測の事態が生じ、学生の安全確保のため必要があるとキャンパス長等が判断した場合、キャンパス長等は授業を休講とすることができる。

4 休講措置の周知

上記1～3による休講措置については、本学公式ウェブサイト、教育支援総合システム及び学内掲示板等により周知する。

5 休講措置に対する代替措置

(1) 休講とした授業は、補講を行うことを原則とする。ただし、自然災害等による影響が長期にわたると見込まれるなど、やむを得ない場合には、キャンパス長等の判断により、補講に代わる措置を講ずることができる。

(2) 上記(1)による代替措置については、教育支援総合システム及び学内掲示板等により周知する。

6 その他

(1) 授業を休講とした場合、原則として、全ての課外活動を禁止する。ただし、帰宅困難となった場合など、キャンパス長等が学生の安全確保のために必要であると判断した場合、学生の大学施設の利用を許可することができる。

(2) 教育実習等学外で活動中の学生については、当該活動の受入施設等の教職員又は引率している本学の教職員の指示に従うものとする。

(3) 双方向遠隔授業システム等を使用し、2以上のキャンパスで開講されている授業については、休講措置を決定したキャンパス長等が他のキャンパス長等にその旨を報告する。

附 則

この取扱いは、令和2年4月1日から施行する。